

# 報道資料

令和8年3月25日

担当：福祉部障がい福祉課  
（担当者：森田、岡田）  
電話：0742-34-4593（直通）  
（内線2790）

## 指定障害福祉サービス等事業者の指定取消処分について

奈良市は、この度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第11号の規定により、別紙事業者に対し、指定障害福祉サービス事業者に係る法第29条第1項の指定の取消処分を行いますので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社ふくまろ
- (2) 代表者 代表社員 横木 需子
- (3) 所在地 奈良県奈良市神殿町578-8

### 2. 対象事業所

- (1) グループホームふくまろ
  - ・所在地 奈良市神殿町570-5
  - ・サービス種別 共同生活援助
  - ・指定年月日 令和3年1月1日
  - ・事業所番号 2920100431
- (2) ふくまろ
  - ・所在地 奈良市北永井町388-5
  - ・サービス種別 生活介護、就労継続支援B型
  - ・指定年月日 令和3年11月1日
  - ・事業所番号 2910103510

- (3) ふくまろ3

- ・所在地 奈良市南紀寺町五丁目86-11
- ・サービス種別 共同生活援助
- ・指定年月日 令和4年8月1日
- ・事業所番号 2920100597

### 3. 処分決定日

令和8年3月12日

### 4. 取消効力発生日

令和8年7月1日

### 5. 指定取消の理由

次の1から3の事業所について、障害者総合支援法第50条第1項第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第11号に該当する事実が確認されたため。

#### **1. グループホームふくまろ（共同生活援助）**

##### **(1) 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）**

- ① 指定当初の令和3年1月1日から令和5年6月9日までの間、常勤の管理者を配置していなかった。
- ② 令和2年11月に提出された指定申請において届出されていた生活支援員2名がいずれも、指定当初の令和3年1月より当該事業所において勤務していなかった。

##### **(2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第5号）**

- ① 指定当初の令和3年1月1日から令和5年8月31日までの間、サービス管理責任者が個別支援計画の一部を適正に作成していなかった。

##### **(3) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）**

- ① 少なくとも指定当初の令和3年1月1日から令和5年8月31日までの間、一部の利用者についてサービス管理責任者が基準省令に基づいて適切に個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を算定することなく、不正に報酬を請求した。
- ② 少なくとも指定当初の令和3年1月1日から令和5年8月31日までの間、要件を満たさないにもかかわらず、夜間支援等体制加算を算定し、不正に報酬を請求した。

##### **(4) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号）**

- ① 令和5年9月に実施した監査において、職員の勤務状況がわかる書類の提出を求めたところ、事実と異なる出勤簿（令和5年4月から同年8月まで）を提出し、虚偽の報告を行った。
- ② 令和5年9月に実施した監査において、利用者の個別支援計画の提出を求めたところ、

上記（２）①のとおり、令和３年１月１日から令和５年５月３１日までの間に作成したとされる一部の個別支援計画について、当該期間については法人代表者がサービス管理責任者として届出されていた者であり、かつ自ら個別支援計画を作成していたにもかかわらず、サービス管理責任者として届出されていない別の職員が本来のサービス管理責任者であると誤認し、当該職員が個別支援計画を作成したものとして、作成者を偽装した上で本市に提出し、虚偽の報告を行った。

- ③ 令和５年９月に実施した監査において、利用者の指定共同生活援助に係る個別支援計画の提出を求めたところ、上記（２）①のとおり、少なくとも令和３年１月１日から令和５年８月３１日までの間に作成したとされる一部の個別支援計画について、当該期間におけるサービス管理責任者として届出されていた者とは別の者が個別支援計画を作成していたにもかかわらず、サービス管理責任者として届出されていた者が作成したものとして、作成者を偽装した上で本市に提出し、虚偽の報告を行った。

#### **（５）不正の手段による指定（障害者総合支援法第５０条第１項第９号）**

- ① 上記（１）①のとおり、令和２年１１月に提出された指定申請において届出していた管理者は、指定当初の令和３年１月以降当該事業所に勤務しておらず、また、新規指定申請の補正や変更届の提出により管理者を変更する機会があったにもかかわらずこれを行わなかったものであり、本市に指定申請時に届け出た管理者を当該事業所に配置するものと誤認させて指定を受けた。
- ② 上記（１）②のとおり、令和２年１１月に提出された指定申請において届出していた生活支援員２名は、いずれも指定当初の令和３年１月以降当該事業所に勤務しておらず、また、新規指定申請の補正や変更届の提出により生活支援員を変更する機会があったにもかかわらずこれを行わなかったものであり、本市に指定申請時に届け出た生活支援員を当該事業所に配置するものと誤認させて指定を受けた。

#### **（６）不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第５０条第１項第１１号）**

- ① 上記（１）①のとおり、令和５年５月に提出された令和５年６月１日以降の管理者の変更届出書について、予定されていた管理者は、実際には管理者としての業務を行っていなかった。また、複数の従業者からも管理者として認識されておらず、管理者としての辞令も交付されていない者であったにもかかわらず、本市に届け出た者を当該事業所に管理者として配置するものと誤認させた。

## **２．ふくまろ（生活介護・就労継続支援Ｂ型）**

#### **（１）人員基準違反（障害者総合支援法第５０条第１項第４号）**

- ① 指定当初の令和３年１月１日から少なくとも令和５年８月３１日までの間、常勤専従の管理者が配置されていなかった。
- ② 指定当初の令和３年１月１日から令和５年８月３１日までの間、常勤のサービス管理責任者が配置されていなかった。

## **(2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第5号）**

- ① 指定当初の令和3年11月1日から令和5年8月31日までの間、サービス管理責任者が個別支援計画を作成していなかった。

## **(3) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）**

- ① 指定当初の令和3年11月1日から令和5年8月31日までの間、常勤のサービス管理責任者が配置されていないにもかかわらず、令和4年1月から令和5年8月までの間、サービス管理責任者欠如減算を算定することなく、不正に報酬を請求した。
- ② 指定当初の令和3年11月1日から令和5年8月31日までの間、サービス管理責任者が基準省令に基づいて適切に個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を算定することなく、不正に報酬を請求した。
- ③ 令和3年11月から令和5年8月までの間、要件を満たさないにもかかわらず、欠席時対応加算を算定し、不正に報酬を請求した。
- ④ 令和5年5月から少なくとも令和5年8月までの間、短時間利用減算に該当するにもかかわらず、当該減算を算定していなかった。（生活介護）

## **(4) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号）**

- ① 令和5年9月に実施した監査において、職員の勤務状況がわかる書類の提出を求めたところ、事実と異なる出勤簿（令和5年4月から同年8月まで）を提出し、虚偽の報告を行った。
- ② 令和5年9月に実施した監査において、利用者の個別支援計画の提出を求めたところ、上記（2）①のとおり、令和3年11月1日から令和5年8月31日までの間に作成したとされる一部の個別支援計画について、当該期間におけるサービス管理責任者として届出されていた者とは別の者が個別支援計画を作成していたにもかかわらず、サービス管理責任者として届出されていた者が作成したものとして作成者を偽装した上で本市に提出し、虚偽の報告を行った。
- ③ 令和5年9月に実施した監査において、利用者の個別支援計画の提出を求めたところ、少なくとも利用者1名の個別支援計画について、同意日を偽った書類を提出し、虚偽の報告を行った。
- ④ 令和5年9月に実施した監査において、利用者の重要事項説明書及び利用契約書の提出を求めたところ、一部の利用者の重要事項説明書における同意日や利用契約書における契約日又は同意日の日付を、実際の日付より以前の日付に改ざんして提出し、虚偽の報告を行った。

## **(5) 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第9号）**

- ① 上記（2）①のとおり、令和3年9月に提出された指定申請において届出していた管理者は、指定当初の令和3年11月以降管理者として当該事業所に勤務しておらず、ま

た、新規指定申請の補正や変更届の提出により管理者を変更する機会があったにもかかわらずこれをしなかったものであり、本市に指定申請時に届け出た管理者を当該事業所に配置するものと誤認させて指定を受けた。

- ② 上記(2)①のとおり、指令和3年9月に提出された指定申請において届出していたサービス管理責任者が、指定当初の令和3年11月以降にサービス管理責任者として当該事業所に勤務しておらず、また、新規指定申請の補正や変更届の提出によりサービス管理責任者を変更する機会があったにもかかわらずこれをしなかったものであり、本市に指定申請時に届け出たサービス管理責任者を当該事業所に配置するものと誤認させて指定を受けた。

### 3. ふくまろ3 (共同生活援助)

#### (1) 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)

- ① 指定当初の令和4年8月1日から少なくとも令和5年8月31日までの間、常勤専従の管理者が配置されていなかった。
- ② 指定当初の令和4年8月1日から令和5年5月31日までの間、サービス管理責任者が配置されていなかった。

#### (2) 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)

- ① 指定当初の令和4年8月1日から令和5年8月31日までの間、サービス管理責任者が個別支援計画を作成していなかった。

#### (3) 不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第6号)

- ① 指定当初の令和4年8月1日から令和5年5月31日までの間、サービス管理責任者が配置されていないにもかかわらず、令和4年10月から令和5年6月までの間、サービス管理責任者欠如減算を算定することなく、不正に報酬を請求した。
- ② 指定当初の令和4年8月1日から令和5年8月31日までの間、サービス管理責任者が基準省令に基づいて適切に個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を算定することなく、不正に報酬を請求した。
- ③ 令和4年8月から令和5年8月までの間、要件を満たさないにもかかわらず、夜間支援等体制加算を算定し、不正に報酬を請求した。

#### (4) 虚偽報告 (障害者総合支援法第50条第1項第7号)

- ① 令和5年9月に実施した監査において、職員の勤務状況がわかる書類の提出を求めたところ、事実と異なる出勤簿(令和5年4月から同年8月まで)を提出し、虚偽の報告を行った。
- ② 令和5年9月15日に事業所に立ち入りを行った際に、利用者の個別支援計画の提出を求めたところ、上記(2)①のとおり、令和4年8月1日から令和5年5月31日までの間に作成したとされる個別支援計画について、当該期間におけるサービス管理責任

者として届出されていた者とは別の者が個別支援計画を作成していたにもかかわらず、サービス管理責任者として届出されていた者が作成したものとして作成者を偽装した上で本市に提出し、虚偽の報告を行った。

#### **(5) 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第9号）**

- ① 上記（1）①のとおり、令和4年6月に提出された指定申請において届出していた管理者は、指定当初の令和4年8月以降管理者として当該事業所に勤務しておらず、また、新規指定申請の補正や変更届の提出により管理者を変更する機会があったにもかかわらずこれを行わなかったものであり、本市に指定申請時に届け出た管理者を当該事業所に配置するものと誤認させて指定を受けた。
- ② 上記（1）②のとおり、令和4年6月に提出された指定申請において届出していた管理者は、指定当初の令和4年8月以降サービス管理責任者として当該事業所に勤務しておらず、また、新規指定申請の補正や変更届の提出によりサービス管理責任者を変更する機会があったにもかかわらずこれを行わなかったものであり、本市に指定申請時に届け出たサービス管理責任者を当該事業所に配置するものと誤認させて指定を受けた。

#### **(6) 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号）**

- ① 上記（1）①のとおり、令和5年5月及び同年10月に提出された管理者の変更届出書について、予定されていた管理者は、実際には管理者としての業務を行っていなかった。また、複数の従業者からも管理者として認識されておらず、管理者としての辞令も交付されていない者であったにもかかわらず、本市に届け出た者を当該事業所に管理者として配置するものと誤認させた。

### **6. 事業者に対する経済上の措置**

不正に請求し、受領していた介護給付費及び訓練等給付費の返還を求めるほか、法第8条第2項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求します。

#### (1) 不正請求額

##### 【訓練等給付費】

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ①共同生活援助   | 12,890,206円 |
| ②就労継続支援B型 | 1,121,717円  |

##### 【介護給付費】

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ①生活介護     | 9,965,904円  |
| (2) 加算金額  | 9,591,131円  |
| (3) 返還額合計 | 33,568,958円 |